

平成27年度第3回秋田市社会福祉審議会児童専門分科会  
(秋田市子ども・子育て会議) 会議録

1 日時 平成28年1月29日(金) 午後2時00分～午後4時00分

2 場所 秋田市役所 正庁

3 出席者

(1) 委員(15人)

柴田誠会長、廣嶋禮治副会長、石川承平委員、奥田貴子委員、  
小野誠委員、金持史宣委員、佐々木亮次委員、澤口勇人委員、  
富塚リエ委員、長谷川元子委員、藤原はるみ委員、古田由美子委員、  
細部あけみ委員、山崎純委員、渡辺丈夫委員

(2) 事務局

嶋久美子子ども総務課長、赤上智子子ども育成課長、  
佐々木保施設指導室長、奈良美奈子子ども健康課長、  
出雲啓子子ども未来センター所長、ほか関係職員

4 傍聴者 6人

5 会議の内容

○開会

○議事

(1) 設置認可について

(2) 利用定員の設定について

○閉会

6 議事要旨

○柴田誠会長

それでは、本日の議事の(1)施設認可について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局説明】(サンパティオ大町保育園)

○柴田誠会長

ただいまの説明に対しまして、委員の皆さまから、ご質問やご意見をお願いいたします。

○澤口勇人委員

建物は現在改装中ということですが、資料の補助金の欄に他制度利用と記載されていますが、どのような条件でその補助金を受けられるのか、概要などわかれば教えてください。

○事務局（佐々木施設指導室長）

中小企業庁の地域商業自立促進事業を利用しているようです。社会福祉法人山栄会と協働組合が補助金の申請をしていると聞いています。国と組合が直接、市を介さずに補助金の手続きを行っているものです。

○澤口勇人委員

山栄会が補助を受けたのではなく、組合の方で受けたものと認識してよろしいでしょうか。

○事務局（青木施設指導室副参事）

申請主体は複数ありまして、サンパティオの協働組合と山栄会と連名で申請をしているようです。国から直接補助金を受け取るのは、山栄会と聞いております。

○澤口勇人委員

金額についてはどれくらいの額になるのでしょうか。

○事務局（青木施設指導室副参事）

当該事業の補助金の上限は5億円、下限額は100万円で設定されており、申請した額については約1億8千万円と聞いております。

○澤口勇人委員

保育士の人数は11.5名と記載されていますが、採用が確定しているということでしょうか。

○事務局（佐々木施設指導室長）

新規採用職員（卒業予定）も含めて、採用が確定しているものです。

○藤原はるみ委員

屋外遊戯場についてですが、中庭とは、サンパティオの階段を下りたコンクリートの箇所ということでしょうか。

○事務局（佐々木施設指導室長）

そのとおりです。

○藤原はるみ委員

中庭については、大きい子どもが遊ぶようなところと感じます。代替地についても1歳や2歳の子には遠すぎるのではないかと思います。市で屋外遊戯場の代替地までの距離など定めたものはないのでしょうか。

○事務局（佐々木施設指導室長）

今のところ市では、距離など定めたものはございません。

○柴田誠会長

市で施設を認可するにあたり、代替地の確認で工夫していることをお知らせください。

○事務局（佐々木施設指導室長）

サンパティオの裏に市有地があり、そちらの交渉も平行して行っていたのですが、別件とも重なり、今回の代替地を設定することとなったものです。

○長谷川元子委員

1 1月頃にこの保育園の職員の求人を見ました。職員が決まらないうちに認可としてもよろしいのでしょうか。

○事務局（佐々木施設指導室長）

申請の時点で、職員が全員決まっていなければならないものではありません。今回の案件については3月に認可となる予定ですので、それまでに採用が決まっていれば良いものです。

○渡辺丈夫委員

待機児童対策として、施設認可の審査を行っているわけですが、待機児童の内訳を見ると0～2歳が多くなっています。この保育所の定員は0～5歳まで設けていますが、園庭もなく、屋外遊戯場まで距離があるなど施設の環境があまりよろしくないのではないかと思います。ですので、秋田市が認可を行っていく上で、基準というものを明らかにしていかなければならないのではないかと思います。また、0～2歳の待機児童に特化して認可を行っていくという考えはないのでしょうか。

○事務局（佐々木施設指導室長）

秋田市は、国の基準を参酌して認可を行っており、独自の基準は定めていない状況です。さらに厳しい条件を付して認可をしていくという考えは今のところございません。0～2歳に特化した保育園の認可についても、いまのところ考えておりません。

○柴田誠会長

保育環境の設定について、市の基準や配慮などはあるのでしょうか。また、0～2歳だけという話ではなく、0～2歳を中心になど、柔軟な定員設定についてという意味だったと思いますが、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○事務局（佐々木施設指導室長）

認可の申請にあたっては、必ず事前協議させていただいておりますので、場合によっては時間をかけて、申請者に対し配慮等行っていきたいと思います。定員の柔軟な設定については、0～2歳に特化してしまうと3歳以上に対応できないため、3歳以上に持ち上げられるようにと考えているものです。

○石川承平委員

屋外遊戯場までの距離など、学問的な基準はあるのでしょうか。

○事務局（佐々木施設指導室長）

現在は学問的な基準はありません。

○渡辺丈夫委員

福島県の保育所では震災により屋外で遊べなくなり、ストレスがたまってしまっていると聞いております。保育所の設置基準に園庭の設置が定められており、どうしてもということで代替地となっています。代替地ありきと考えるのはどうでしょうか。

○澤口勇人委員

元々保育園や幼稚園に園庭は必須でありました。待機児童対策として、国の基準で園庭を代替地でも良いこととして進められていますが、私は、パッと出て遊べるような場所は、保育園、幼稚園に必須だと考えています。秋田は東京などとは、環境が違います。どこかで秋田市として、代替地までの距離など、独自の基準を設けていかなければならないと思います。園庭の違いで、子どもの育ちは圧倒的に違うと確信しております。

○柴田誠会長

委員から意見があったことについて、この会議で終わりではなく、秋田市としての保育の環境など、一步踏み込んで検討していただきたいと思います。

○会長

それでは、次の施設について説明をお願いします。

**【事務局説明】**（キッズステーションしょうぐんの）

○柴田誠会長

ただいまの説明に対しまして、委員の皆さまから、ご質問やご意見をお願いいたします。

○渡辺丈夫委員

幼保連携型認定こども園として認定できる施設だと思うが、そのような話はあったのでしょうか。幼稚園と保育園の園長を兼ねるということであるが、切り離された場合はどのようになるのか。

○事務局（佐々木施設指導室長）

協議の中では、幼保連携型とはならず、幼稚園の形態を当面維持していくとの考えということを確認しております。園長の設置については、兼任となっているものですが、当該施設においては設置するとしたものです。設置となった場合は、市からの給付の対象となります。

**【事務局説明】**（聖園学園短期大学附属みそのベビー保育園）

○澤口勇人委員

幼保連携型認定こども園から保育所へ戻ることで、施設として何か大きく改善させるようなものはあるのでしょうか。どのようなメリットがあるのか教えてください。

○事務局（佐々木施設指導室長）

収入の面でも違いますが、一体として運営していくために教育の面を取り入れることに対し、うまくいかなかったということです。

○藤原はるみ委員

モデル施設として、幼保連携型認定こども園となったと思いますが、市では幼保

連携型認定こども園として留めるような働きかけは行ってこなかったのでしょうか。

○事務局（佐々木施設指導室長）

法人で保育所として運営したいと意志決定をした後に、市へ相談がありましたので、このような結果になったものです。

○渡辺丈夫委員

当園についても、認可保育所が入っており、距離は遠いですが幼保連携型認定こども園として運営しています。子どもの育ちを一体的に見るということに意味があり、運営しているものです。秋田県では0～2歳の認可保育所と幼稚園という形が多いです。そのような流れがある中で、今回のような逆戻りをするような事例があることを国に強く伝えて欲しいと思います。

○事務局（佐々木施設指導室長）

機会を見て、国へ伝えたいと思います。

○会長

それでは、次の施設について説明をお願いします。

**【事務局説明】**（こぐま保育園、こどものいえ保育園）

○柴田誠会長

ただいまの説明に対しまして、委員の皆さまから、ご質問やご意見をお願いいたします。

○澤口勇人委員

分園と本園では、収入が違います。今回案件に上がってきた理由としては、本園として運営できる機能があるということはもちろんですが、収入の面もあると考えてよろしいでしょうか。

○事務局（佐々木施設指導室長）

収入の面もありますが、元々分園の基準を上回る条件で運営してきたこともあり、今回、保育所として認可するものです。

○会長

それでは、次の施設について説明をお願いします。

**【事務局説明】**（（仮）第二白百合保育園、ナーサリー土崎、かわぐち保育園）

○渡辺丈夫委員

公立保育所の民間移行ということで、移行期間が発生したと思いますが、期間中何かトラブルは起きたのでしょうか。また、従来公立保育所で勤務している保育士は、何名くらい法人に移り、保育士として勤務するのでしょうか。

○事務局（齋藤子ども育成課長補佐）

移行期間中は特に大きな問題はありませんでした。法人と保護者、秋田市で三者

の協議会を定期的を開催しておりますので、保護者の不満等にも対応できるような体制になっております。保育士については、市の職員ですので、他の公立保育所や、市民サービスセンターの子育て交流広場で勤務していくことになります。臨時職員については、引き続き移行先で雇用してもらえないか働きかけているところです。それとは別に、法人の保育士の1／3程度を派遣してもらい、3年かけて1／3ずつ保育士の引き継ぎ、入れ替わりを行っています。

○澤口勇人委員

施設長はどのようなキャリアのあるかたが務めることになるのでしょうか。わかる範囲でお知らせください。

○事務局（青木施設指導室副参事）

確定情報をお伝えすることはできませんが、別の園から園長として移ってくるかたや、同じ法人の主任の先生が園長として就任するケース、公立保育所から退職者を採用していただけるケースがあるようです。

○澤口勇人委員

園長として就任する際に、必要な資格など、秋田市としてはどのような考えをもって認めているのでしょうか。

○事務局（齋藤子ども育成課長補佐）

経験年数という縛りを設けていますので、経験豊富なかたということで考えています。

○藤原はるみ委員

公立の施設から民間の施設になるにあたり、教育方針など変わってくると思いますので、保護者からの理解が必要になります。その点について、そのような指導をしてきたのでしょうか。

○事務局（齋藤子ども育成課長補佐）

大きな変化を避けるという意味でも、移行先の法人から職員を派遣していただくなど、対応して参りました。保育内容が大きく変わる場合は、保護者にあらかじめ説明をして、理解を得た上で行ってくださいとの指導はしています。

○柴田誠会長

今回の案件については、公立から民間への移行となっておりますが、保護者へ説明を行い、理解を得たと考えてもよろしいでしょうか。

○事務局（赤上子ども育成課長）

三者での協議会を前回一度行い、この後2月、3月と続けて実施する予定です。その中で、法人、保護者との協議を行い、スムーズに移行できるよう努めてまいります。

【事務局説明】（あさひかわこども園）

○柴田誠会長

ただいまの説明に対しまして、委員の皆さまから、ご質問やご意見をお願いいた

します。

○澤口勇人委員

幼稚園型の認定こども園と幼保連携型認定こども園の違いは何か、幼稚園型から幼保連携型となるにあたり、どこがどのように変わるのか、どのようなメリットがあるのかお知らせください。

○事務局（佐々木施設指導室長）

基準としては、職員に関しては幼稚園型ですと、未満児を担当する職員は保育士資格を有することとなっておりますが、幼保連携型では、保育士資格に併わせ、教員免許を有している必要があります。施設整備に関しては、幼保連携型には、沐浴室や調理室が必要となります。給付に関しては違いがありませんので、形態が変わったため、収入が増えるということはありません。

○澤口勇人委員

既に幼保連携型となる基準を満たしていたと思うのですが、設立当初から幼保連携型とはならなかったのでしょうか。

○事務局（青木施設指導室副参事）

当該施設が幼保連携型認定こども園となることについては、恐らく、厚生労働省の補助金を活用しているというのも判断材料になったと思います。

○渡辺丈夫委員

補助金の活用も判断材料になったとは思いますが、判断の時期についても関係しているため、1年という間が空いてしまったと推測します。

○会長

それでは、次の施設について説明をお願いします。

【事務局説明】（きらきら保育園、豆の木保育園）

○柴田誠会長

ただいまの説明に対しまして、委員の皆さまから、ご質問やご意見をお願いいたします。

【意見なし】

○柴田誠会長

それでは、本日の議事の（２）利用定員の設定について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局説明】

○柴田誠会長

ただいまの説明に対しまして、委員の皆さまから、ご質問やご意見をお願いいたします。

○渡辺丈夫委員

ひかり幼稚園の3号認定が10名となっており、どのような環境で保育をしていることになっているのでしょうか。

○事務局（青木施設指導室副参事）

既存の保育園に、保育室を増室してそこで3歳未満児の子どもを保育するというかたちです。

○澤口勇人委員

1号認定、2号認定については施設で任意で設定できるものだと思いますが、2号認定の6名については、どのような意図があるのでしょうか。

○事務局（青木施設指導室副参事）

おそらく、預かり保育の利用状況から出した定員数だと思います。

○澤口勇人委員

定員の設定については、どのような基準があるのでしょうか。

○事務局（青木施設指導室副参事）

利用定員については、市の計画の確保方策にも反映しており、当該会議にも意見を伺うこととなりますので、変更する場合は、3か月間は猶予を持って協議するように伝えていきます。